

○大阪府公益法人の監督に関する規則（抜粋）

昭和五十六年三月二十八日

大阪府規則第十八号

〔公益法人の監督に関する規則〕をここに公布する。

大阪府公益法人の監督に関する規則

（平四規則五一・改称）

（残余財産の処分の許可）

第十四条 理事又は清算人は、残余財産の処分について、民法第七十二条第二項の規定により、知事の許可を受けようとするときは、残余財産処分許可申請書(様式第十二号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の残余財産処分許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 総会の議事録の謄本又は定款若しくは寄附行為に定める手続を経たことを証する書面

二 財産目録

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（平四規則五一・旧第十四条繰下・一部改正、平一二規則二〇・旧第十五条繰上・一部改正、平一七規則七七・一部改正）

（清算終了の届出）

第十五条 民法第八十三条の規定による届出は、公益法人清算終了届出書(様式第十三号)により行う。

2 前項の公益法人清算終了届出書には、残余財産の処分に関する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（平四規則五一・旧第十五条繰下・一部改正、平一二規則二〇・旧第十六条繰上・一部改正、平一七規則七七・一部改正）

（書類の提出部数）

第十八条 第二条、第八条、第九条、第十条及び第十四条に規定する書類の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

（平四規則五一・旧第十八条繰下・一部改正、平一二規則二〇・旧第十九条繰上・一部改正）